令和５年第２回豊岡市議会（定例会）

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※　市長提出議案目録（追加分）　※
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

（令和５年３月24日）

議案番号	件　　名	頁	摘　要
37	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	3	
38	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	7	
39	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	11	
40	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	15	
41	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	19	
42	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	23	
43	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	27	
44	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	31	
45	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	35	
46	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	39	
47	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	43	
48	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	47	
49	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	51	
50	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	55	
51	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	59	
52	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	63	
53	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	67	
54	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	71	
55	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	75	
56	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	79	
57	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	83	
58	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	87	
59	教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて	91	

議案番号	件　　名	頁	摘　要
60	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	95	
61	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	99	
62	豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	105	

第37号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	古田　和博
年　齢	満[redacted]歳

（備考）古田　和博　　令和5年5月15日任期満了

第38号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	谷口　珠紀
年　齢	満[redacted]歳

（備考）谷口　珠紀　　令和5年5月15日任期満了

第39号議案

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	池口　達生
年　齢	満[redacted]歳

（備考）文垣　　基　令和5年5月15日任期満了

第40号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	石原　章二
年　齢	満[redacted]歳

第41号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	霜澤　良雄
年　齢	満[redacted]歳

第42号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	高尾　利美
年　齢	満[redacted]歳

第43号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	田中　竹治
年　齢	満[redacted]歳

第44号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	西沢　泰裕
年　齢	満[redacted]歳

第45号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	平峰　英子
年　齢	満[redacted]歳

第46号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	村田　憲夫
年　齢	満[redacted]歳

第47号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	和田　茂孔
年　齢	満[redacted]歳

第48号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	瀧下　康徳
年　齢	満[redacted]歳

第49号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	鳥尾　　勝
年　齢	満[redacted]歳

第50号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	原　　清美
年　齢	満[redacted]歳

第51号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	尾藤　　光
年　齢	満[redacted]歳

第52号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	宮岡　正則
年　齢	満[redacted]歳

第53号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	井谷　勝彦
年　齢	満[redacted]歳

第54号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	川﨑　重雄
年　齢	満[redacted]歳

第55号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	仲川　弘之
年　齢	満[redacted]歳

第56号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	大谷　　均
年　齢	満[redacted]歳

第57号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	桑田　　均
年　齢	満[redacted]歳

第58号議案

農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　名	早水　博子
年　齢	満[redacted]歳

第59号議案

教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　　名	嶋　　公治
年　　齢	満[redacted]歳

（備考）嶋　　公治　令和5年5月16日任期満了

第60号議案

教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和５年３月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

記

住　　所	兵庫県豊岡市[redacted]
氏　　名	升田　敏行
年　　齢	満[redacted]歳

（備考）成田　壽郎　　令和５年５月16日任期満了

第61号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

（理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、その対象とする期間を延長するため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「除く。)」の右に「及び令和４年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和４年度以前の国民健康保険税であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているものを対象とすること。（附則第16項関係）

2　附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免） 16　令和２年２月１日から令和５年３月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。 (1)・(2)　略	附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免） 16　令和２年２月１日から令和５年３月31日までの間に納期限（第14条、第18条又は第19条に規定する特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第９条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和４年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているものの減免については、第23条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、国民健康保険税の減免をすることができる。 (1)・(2)　略

第62号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月24日提出

豊岡市長　関 貫 久 仁 郎

（理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、その対象とする期間を延長するため。

豊岡市条例第　　号

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

附則第５条中「除く。)」の右に「及び令和４年度以前の年度分の保険料であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1　改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、令和４年度以前の介護保険料であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているものを対象とすること。（附則第５条関係）

2　附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第５条　令和２年２月１日から令和５年３月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合にあっては、法第135条第６項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第１号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第９条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。 (1)・(2)　略	附　則 （新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免） 第５条　令和２年２月１日から令和５年３月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合にあっては、法第135条第６項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第１号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第１項の規定による届出が行われなかったため令和２年２月１日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第１号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年２月１日前に納期限が定められるべきものを除く。）及び令和４年度以前の年度分の保険料であって令和５年４月１日以降に納期限が定められているものの減免については、第９条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。 (1)・(2)　略